



鶴見区公告第 118 号

公示送達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課収納担当に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 4 日

横浜市 鶴見区長 渋谷 治雄



送達を受けるべき者の氏名 又は 名称	竹脇 友美
送達する書類名	交付要求通知書
<p>(注意)</p> <p>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>	